

オープンデータに関する滋賀県の取組み

令和2年1月17日

滋賀県総合企画部情報政策課

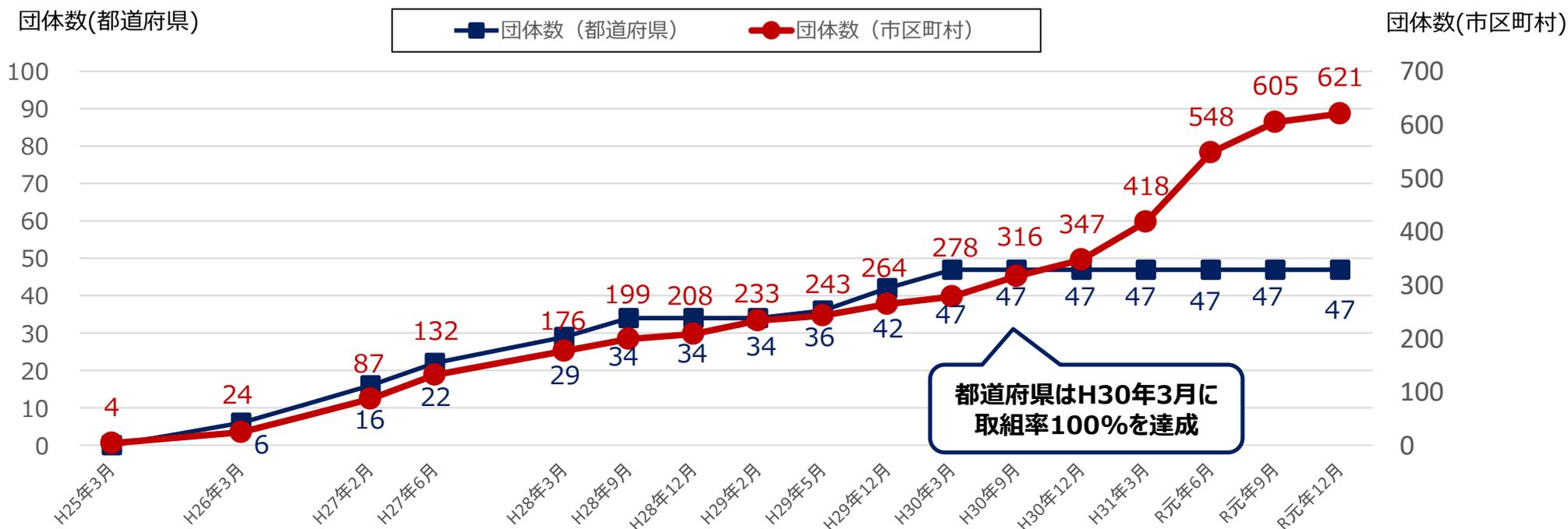


オープンデータに取り組む地方公共団体数の推移



- 官民データ活用推進基本法第11条において、「国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人・法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする」と記載。
- 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日、閣議決定）以来、令和2年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標として推進。
- 令和元年12月16日時点の取組率は、**約37%（668/1,788自治体）**。

地方公共団体のオープンデータ取組済み（※）数の推移



※ 自らのホームページにおいて「オープンデータとしての利用規約を適用し、データを公開」又は「オープンデータであることを表示し、データの公開先を提示」を行っている都道府県及び市区町村。

(内閣官房IT総合戦略室調べ)

○「滋賀県行政経営方針」(平成27年3月策定、計画期間:平成27年度～平成30年度)

経営方針1「開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携」

(1) 効果的な県政情報の発信、積極的な情報公開の推進

⑥オープンデータ化の推進

行政の透明性の向上や、民間との協働による新たな行政サービスの創出等に効果が期待されるため、県の保有データのオープンデータ化の推進に向けて、庁内に推進体制を設け、民間ニーズの高いデータの精査や、公共データの生成・管理に関するルールづくり等を行います。

○「滋賀県行政経営方針2019」(平成31年3月策定、計画期間:令和元年度～令和4年度)

視座4「情報」:情報収集・活用・公開等

(3) 公開

①オープンデータ化の徹底と民間活用の推進

県の保有データのオープンデータ化を、より一層推進する。加えて、県ホームページの利便性を高めるとともに、企業や地域におけるニーズの掘り起こしを行い、民間活用を促進する。

○「滋賀県ICT推進戦略」(平成30年3月策定、計画期間:平成30年度～令和4年度)

重点戦略3「働き方・行政サービスを革新する」～ICTで変える～

③ オープンデータの推進

経済の活性化と新事業の創出を図るとともに、行政の透明性・信頼性の向上と県民協働による公共サービスの実現を目指して、オープンデータの推進が求められています。

このため、国の「オープンデータ基本指針(平成29年5月30日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)」等を踏まえて、官民データを様々な主体が容易に活用できるよう、滋賀県や県内の市町が保有するデータのオープンデータ化を推進します。

また、事業者等の利益や国の安全が害されないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促します。

【主な県の取組】

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、保有するデータのオープンデータ化を推進します。

○オープンデータとは

県が保有する各種行政情報を、「誰もが自由に二次利用できる条件」*1、「コンピュータによる利用が容易なデータ形式」*2で、公開・提供していくもの。

- *1 著作権、その他の要件等で、第三者による二次的な利用の制限や、用途・利用法の制約をしないもの
- *2 市販の表計算ソフト(Excel等)や情報システム等で、自由に編集・加工や電算処理ができるデータ形式

○オープンデータの目的

行政情報を積極的に公開・提供することにより、行政の透明性・信頼性の向上を図るとともに、民間との連携・協働による、地域の課題の解決、新たな行政サービスの提供、民間サービスの創出などを促進させる。

(1) 庁内オープンデータ化の推進

- ・庁内関係所属による推進会議の運営
関係所属： 情報政策課、統計課、県民情報室
- ・公開済みの行政情報をオープンデータ化
各情報について、オープンデータ形式への変換を進めるとともに、内容更新の頻度や二次利用の際の条件、留意事項等を整理する。
- ・オープンデータ化の対象範囲の拡大
これまで、県ホームページ等においてデータファイル形式で公開されていなかった行政情報や、新たに作成、公開される情報についても、県民や企業等の利活用ニーズを踏まえて、順次、オープンデータ化を進めていく。
- ・オープンデータ公開用サイト「オープンデータカタログ」の運営

(1) 庁内オープンデータ化の推進

滋賀県オープンデータカタログ

2019年2月4日

滋賀県のオープンデータの取組

滋賀県では、県が保有する様々な公共データの活用促進を図るため、誰でも自由に二次利用でき、かつコンピュータによる利用が容易な形式で提供するオープンデータ化の推進に取り組んでいます。

このページでは、オープンデータとして公開しているデータの一覧を「滋賀県オープンデータカタログ」として公開しています。

利用規約

滋賀県オープンデータカタログで公開するデータは、「滋賀県オープンデータカタログ利用規約」

・
・
・

オープンデータカタログ

データの種類により分類しています。データの種類をクリックすると、その種類のデータの掲載ホームページに移動します。

- 人口・世帯
- 防災・安全
- 福祉・医療
- 子育て・教育
- 環境・ごみ
- 経済・観光**
- 農林水産
- 建物・土地
- 行政・財政
- その他
- データリスト

経済・観光

データ名

- 所管課 / データ形式

- 滋賀県産業廃棄物税条例にかかる再生施設の認定施設名簿
 - 税政課 / PDF
- 家計調査
 - 統計課 / Excel
- 経済センサス-活動調査
 - 統計課 / Excel
- 経済センサス-基礎調査
 - 統計課 / Excel
- 県民経済計算
 - 統計課 / Excel, PDF
- 工業統計調査
 - 統計課 / Excel
- 鉱工業指数
 - 統計課 / Excel
- 市町民経済計算
 - 統計課 / Excel, PDF
- 滋賀県産業連関表
 - 統計課 / Excel, PDF
- 商業統計調査
 - 統計課 / Excel
- 消費者物価指数
 - 統計課 / Excel



「滋賀県オープンデータカタログ」
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/300004.html>

(1) 庁内オープンデータ化の推進

○取組の経緯

- ・平成27年度にオープンデータの庁内調査を実施
→ オープンデータの候補152件を選定
- ・平成28年3月 県ホームページ「オープンデータカタログサイト」を公開
→ 当初、152件の候補のうち74件を公開
(随時追加公開し、82件のデータを公開)
- ・平成30年度11月 未掲載のデータ候補に加え、県ホームページに掲載されているデータについて、各所属に調査・公開を依頼
→ 公開件数209件に拡大

著作権処理が必要なもの、二次利用がし易いデータに手直しをする必要があるもの等、処理に時間を要するものは、権利処理等完了次第、順次公開を行う。

(2) オープンデータ化の啓発

・オープンデータ推進セミナーの開催

先進自治体のキーパーソン、オープンデータ活用の実践者（NPO、大学、民間事業者）等を講師に迎え、庁内全所属の職員を対象としたセミナーを開催する。

(3) オープンデータ利活用の促進

県内の産学官で構成する「滋賀県地域情報化推進会議」のICT利活用検討部会における意見交換等を通じて本県におけるオープンデータの利活用の促進を図る。

(1) オープンデータ公開の指針の作成

◆ 検討中の指針の想定案

- ・データ収集時からオープンデータ化を前提とする。
- ・情報システムに存在するデータで、公開できるデータについてはCSVなどに出力できるようにシステム開発時に必ずデータ出力機能を盛り込む。
など

(2) 推奨データセットへの対応

国が推奨するデータセットの内、既に公開済みのオープンデータを優先的に、医療、子育て、観光、文化財など利活用が特に期待される分野から、関係所属と調整を行いながら、推奨データセットのフォーマットに対応させて公開していくことを検討。

~~(3) 需要調査~~

ご清聴
ありがとうございます
ございました

